

大阪市告示第254号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和8年3月2日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年3月4日（水）
	令和8年3月9日（月）から 同月12日（木）まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年3月1日（日）	午前8時から 午後10時まで
	令和8年3月3日（火）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年3月5日（木）から 同月7日（土）まで	午前7時から 翌日午前1時まで
	令和8年3月14日（土）	午前8時から 午後9時まで

令和8年3月17日（火）	午前8時30分から 午後9時まで
令和8年3月18日（水）	午前8時から 午後9時まで
令和8年3月20日（金）から 同月22日（日）まで	
令和8年3月24日（火）から 同月25日（水）まで	
令和8年3月27日（金）	午前7時から 午後9時まで
令和8年3月28日（土）から 同月30日（月）まで	午前8時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）